# 土地改良(土木)工事施工管理基準

# 第1目的

この土地改良(土木)工事施工管理基準(以下、「管理基準」という。)は、茨城県が行う県営土地改良事業に係わる工事について、その施工に当たっての工事の工程管理、出来形管理及び品質管理の適正化を図るため、受注者が実施する施工管理の基準を定めたものである。

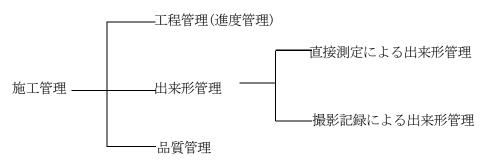
# 第2 適 用

この管理基準は、茨城県農林水産部農地局が実施する土地改良(土木)工事を請負により 施工する場合に適用するもので、この管理基準と特別仕様書が一致しない条項は特別仕様書 が優先する。

本管理基準に定める J I S規格及び各種協会規格が、最新のこれらの規格と異なる場合に あっては、当該最新の規格を適用するものとする。

## 第3 施工管理の基本構成

施工管理の基本構成は次のとおりとする。



#### 1 工程管理

契約工期を考慮し、工事の施工達成に必要な作業手順及び日程を定めて、工程内容に応じた方式(ネットワーク方式、バーチャート方式等)により工程計画表を作成し、工事実施途中で計画と実績を比較検討の上、必要な処置を講じるものとする。

#### 2 接測定による出来形管理

工事の出来形を把握するため、工作物の寸法、基準高等の測定項目を施工順序に従い直接測定(以下、「出来形測定」という。)し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

#### 3 撮影記録による出来形管理

出来形測定、品質管理を実施した場合、又は施工段階(区切り)及び施工の進行過程が確認できるよう、撮影基準等に基づいて撮影記録を行い、常に適正な管理を行うものとする。

## 4 品質管理

資材等の品質を把握するため、物理的、化学的試験を実施(以下、「試験等」という。) し、その都度、結果を管理方法に定められた方式により記録を行い、常に適正な管理を行 うものとする。

## 第4 施工管理の実施

## 1 施工管理責任者

受注者は、土地改良工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 第1節総則 1-1-10 主任技術者等の資格に規定する技術者等と同等以上の資格を有する者を、施工管理責任者 に定めなければならない。施工管理責任者は、当該工事の施工管理を掌握し、この管理基 準に従い適正な管理を実施しなければならない。

### 2 施工管理項目

施工管理は、別表第1「直接測定による出来形管理」、別表第2「撮影記録による出来形管理」、別表第3「品質管理」により行うものとする。なお、この管理基準又は特別仕様書に明示されていない事項及び不明な事項については、監督員と協議するものとする。

3 施工管理の実施と提出内容

施工管理は、契約工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保が図られるよう、工事の進行に並行して、速やかに実施し、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

なお、提出様式は別表第4「施工管理記録様式」を参考に適正な方式を選定するものとするが、道路工の様式については、土木部様式を使用するものとする。

## 4 施工管理上の留意点

- (1) 完成後に明視できない部分又は完成後に測定困難な部分については、完成後に確認できるよう、測定・撮影箇所を増加する等、出来形測定、撮影記録に特に留意するものとする。
- (2) 完成後に測定できないコンクリート構造物の出来形測定は、監督員の承諾を得て、型枠建込時の測定値によることができるものとする。
- (3) 管理方式が構造図に朱記、併記するものにあっては、規格値を合わせて記載するものとする。
- (4) 施工管理の初期段階においては、必要に応じて測定基準にかかわらず測定頻度などを増加するものとする。
- (5) 出来形測定及び試験等の測定値が著しく偏向したり、バラツキが大きい場合は、その原因を追求かつ是正し、常に所要の品質規格が得られるように努めるものとする。
- 5 検査(完成・既済部分)時の提出内容

受注者は、完成検査、既済部分検査時に、この管理基準に定められた施工管理の結果を提出するものとする。

## 6 その他

- (1) 規格値の上下限を超えた場合は「手直し」を行うものとする。ただし、上限を超えても構造及び機能上、支障ない場合はこの限りでない。
- (2) 施工管理の記録は、電子納品対象物である。
- (3) 施工管理に要する費用は、受注者の負担とする。
- (4)「規格値」の範囲に収まるようにするために、受注者は施工計画書の作成段階で管理基準値を定めて管理することが望ましい。

# 第5 用語の定義

規格値・・・・・規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、測定・試験値は全て規格値の範囲内になければならない。

管理基準値・・・管理基準値は、「規格値」の範囲内に収まるよう、受注者が実施する施工管理 の「目標値」である。

農林水産省では、工種ごとの特性・経験などを考慮し、おおむね規格値の3分の2を管理基準値として示している。